

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年12月18日

横浜市契約事務受任者
教育次長

1 契約の概要

洗川砂等の現物配当（10月分北部方面）

2 履行（納品）場所

市立学校（北部地区）10校

3 契約日

令和5年10月6日

4 履行期限

令和5年10月31日

5 契約金額

560,175円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市鶴見区生麦5-11-3

株式会社杉山一朗商店 代表取締役 杉山 稔

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

市立学校のグラウンドへ洗川砂、砕石スクリーニングスの配送を毎月行っており、令和5年度下半期（10月～3月）北部方面分について契約依頼しましたが不調となりました。

そのため、10月に洗川砂等が必要となる学校に対して提供ができない状況となりましたが、運動会の開催時期のため砂の消耗が早く、速やかな措置を取らないとグラウンドの不陸の復旧が遅れ、児童生徒の教育活動や安全に重大な支障をきたすため、緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該物品の納入業務にあたった経験があり、緊急対応が可能な事業者から、2社見積合わせを行い選定しました。

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課